文教厚生委員会　会議録

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日　時　令和５年５月１２日（金）

　　　　午前１１時５分開会、午後０時１７分閉会

場　所　第２委員会室

１　開 会

２　座長あいさつ

３　協議事項

（１）委員長の選出について

（２）副委員長の選出について

（３）各種委員会委員等の選出について

①産業文化事業団理事（１名）

②土浦市民生委員推薦会委員（２名）

③土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員（１名）

④健康つちうら２１計画推進委員会委員（１名）

⑤土浦市都市計画審議会委員（１名）

⑥土浦市バリアフリー推進協議会委員（１名）

⑦土浦市立学校給食センター運営審議会委員（１名）

⑧土浦市学区審議会委員（２名）

⑨土浦市子ども・子育て会議委員（１名）

⑩土浦市国民健康保険運営協議会委員（２名）

⑪土浦市青少年問題協議会委員（２名）

（４）事前委員会（６月定例会前）の日程について

（５）令和５年度第１回臨時会上程議案等について

①保健福祉部関係

②こども未来部関係

③教育委員会関係

（６）その他

４　閉 会

出席委員（８名）

委員長　　矢口　勝雄
副委員長　鈴木　一彦
委　員　　吉田　千鶴子
委　員　　勝田　達也
委　員　　福田　勝夫
委　員　　平岡　房子
委　員　　根本　法子
委　員　　田中　義法

説明のため出席した者（１１名）

保健福祉部長	羽生　元幸
社会福祉課長	坂本　英宣
国保年金課長	武井　衛
健康増進課長	水田　和広
こども未来部長	平井　康裕
こども政策課長	菊田　宏巳
教育長	入野　浩美
教育部長	望月　亮一
参事	中島　健一郎
スポーツ振興課長	寺崎　敏彦
都市計画課計画係長	東郷　裕人

事務局職員出席者

次　長　　天貝　健一
主　幹　　高橋　陽平

傍聴者（なし）

○高橋議会事務局書記　おはようございます。文教厚生委員会を担当させていただきます。議会事務局の高橋と申します。よろしくお願いします。本日からの委員会は会議録作成のために録音させていただいておりますので、必ずマイクの使用とともに名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。はじめに、土浦市議会委員会条例の規定により委員長、副委員長の互選をお願いいたします。互選に当たりましては、委員長が選出されるまでの間、年長の委員の方に座長をお願いしたいと存じます。座長は吉田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたしします。

○吉田（千）委員　それでは、私が年長者ということで、委員長が決まるまで進行させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。それでは、委員長を皆様の互選により決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田（千）委員　勝田委員。

○勝田委員　矢口勝雄委員でどうでしょうか。

○吉田（千）委員　矢口勝雄委員というお話ございました。皆様御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田（千）委員　御異議なしと認めます。よって、矢口勝雄委員を委員長とすることに決しました。それでは、委員長と席を代わります。

○矢口委員長　副委員長をまず決めるのですが、その前にこの後の議案の説明を執行部から受けるかどうかだけ決めたいと思うのですが、説明を受けるということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長　今日しかないということなので、そのようにお願いします。それでは、副委員長の選出に行きたいと思います。どのようにいたしましょうか。

○鈴木委員　委員長の指名でいいんじゃないですか。

○矢口委員長　会派の枠組みも考慮しながら、鈴木委員にお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長　それでは、鈴木委員に副委員長をお願いいたします。

○矢口委員長　つづきまして、次の協議事項、各種委員会委員の選出についてです。文教厚生委員会の資料をお開きいただけますでしょうか。令和５年、５月１２日開催の部分です。文教厚生委員会日程の資料があると思うのですが、そちらを皆様お開きいただけましたでしょうか。（３）に①から⑪まで各委員が載っております。これを

この場で順次決定していきたいと思います。これに関しては皆様の御希望になるべく添う形で順次決めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○勝田委員　委員長の充て職は決まっていましたか。

○矢口委員長　そこはなかったです。それと、今までの継続は関係なくていいんですよね。分かりました。まず上から順にいってみたいと思います。まず、産業文化事業団理事１名です。

○吉田（千）委員　すいません、こちらやらせていただければ。

○矢口委員長　お二人御希望ですか。福田さんも御希望ですか。それでは、３人の中で。

○田中委員　お譲りします。

○矢口委員長　福田さんはいかがですか。

○福田委員　いいですよ。

○矢口委員長　では、こちらは吉田委員ということで。つづきまして、民生委員推薦会委員２名です。

○田中委員　何個入ればいいんですか。

○矢口委員長　１５ということは、おおむね二つですね。②の土浦市民生委員推薦会委員、これは民生委員を推薦する。名前のとおりですね。こちら御希望はありますか。

○鈴木副委員長　回数も多く開かれる会議ではないです。民生委員の改選期に何回か集められて、そこで選考されてきたところを見るという仕事なので。

○矢口委員長　ということで、今鈴木副委員長からお話があったとおり、経験のある方はどういう委員会かというのを教えていただくと選ぶ基準になると思うので、お願いいたします。

（根本委員挙手）

○矢口委員長　根本委員ともうひと方どなたか。

○勝田委員　はい。

○矢口委員長　勝田委員、この２名でお願いいたします。つづいて、③土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員の１名です。こちらは私が４年間やってまいりましたが、結構忙しいというか年に３回程度で、これは主観なんですけど、結構内容は難しいです。その代わり勉強になりました。

（平岡委員挙手）

○矢口委員長　それでは、平岡委員にお願いいたします。④健康つちうら２１計画推進委員会委員です。１名です。こちらはいかがでしょうか。これは経験のある方はいらっしゃいますか。

○田中委員　後半になりたいものがありまして、もしいなかったら１回飛ばしてという方法はいかがですか。

○矢口委員長　それでもいいですね。とりあえずここは保留ということで。つぎに、⑤土浦市都市計画審議会委員１名。

○鈴木委員　これちょっといいですか。

○矢口委員長　はい。

○鈴木副委員長　都計審は第何次で、要は何年後の計画の審議委員なのかっていう説明はできますか。都計審の策定に近いところと策定を開始する段階で結構重要性が違ってくるので。１回これは保留にして。

○矢口委員長　保留ですね。つぎに、⑥土浦市バリアフリー推進協議会委員１名です。こちらはどうでしょう。これも飛ばしましょう。つづいて、⑦土浦市立学校給食センター運営審議会委員１名。

○福田委員　はい。

○矢口委員長　福田委員ですね。はい。つぎに、⑧土浦市学区審議会委員２名。

（田中委員挙手）

○矢口委員長　田中委員。

○鈴木副委員長　ただ、この前の学校の統廃合関係があると必ず開かれますけど。

○勝田委員　場所は決まりましたけど、あるかもしれないですね。

○矢口委員長　もう一方どなたかいかがでしょうか。

○福田委員　私やります。

○矢口委員長　福田委員。この２名で。つぎに、⑨土浦市子ども・子育て会議委員が１名です。

○吉田（千）委員　いいですか。

○矢口委員長　よろしいですか。吉田委員。つぎに、⑩土浦市国民健康保険運営協議会委員２名です。これは私がやっていましたが、健康保険のとても大事な方向性を決める大事な会議です。是非新人の方にも。

○田中委員　はい。

○矢口委員長　田中さん。もう一方いかがでしょうか。

○鈴木副委員長　国保は国民健康保険料の値上げとか、据置きとか大切な場所です。ある程度経験ある人もいないと、値上げするのに今度どのぐらいの負担が掛かるかとかそういう話にもなってきますので、委員長が行けば一番。

○矢口委員長　そういっていただけるなら喜んで。田中さんと矢口の２名ということでお願いいたします。つぎに、⑪土浦市青少年問題協議会委員２名です。

（田中委員挙手）

○矢口委員長　田中さんより手が挙がりましたが、もう二つ決まっているので、とりあえず保留にしておいてください。

（平岡委員挙手）

○矢口委員長　平岡委員。もう一方いかがでしょうか。

○鈴木副委員長　飛んだ都計審をやらしてもらってもいいですか。

○矢口委員長　特に手が挙がらなかったのでいいと思います。

○鈴木副委員長　これ１個でいいので。青少年問題には現在子供たちとの年齢が近い親世代の方が入っていたほうがいいと思う。

○矢口委員長　そうですよね。

○矢口委員長　根本さんは。

○根本委員　⑪の内容がちょっと。

○矢口委員長　そんなに回数はなかったです。どちらかというと、講師を招いてお話を聞いたりして、気が付いたこととか意見を言う。

○根本委員　私やります。

○矢口委員長　よろしいですか、根本委員にお願いして。平岡委員と根本委員お２人にお願いしたいと思います。ということで、保留になったあと二つですね。４番と６番を１名ずつ。まだ一つしか入ってない。

○天貝議会事務局次長　ここで、都計審の説明をよろしいでしょうか。

○東郷都市計画課計画係長　都市計画課の東郷と申します。失礼します。都市計画マスタープランにつきましては、令和４年度と令和５年度２か年にかけて策定の見直しのほうを進めております。都市計画マスタープランの構成を申し上げますと、第１章から第６章までございまして、第１章が都市計画マスタープランとはということで基礎的なお話、第２章が現況と都市づくりの課題、第３章が都市づくりのビジョン、第４章が都市づくりの方針、分野別方針、第５章が地区別方針、第６章が計画の推進体制というような構成になっております。令和４年度につきましては第１章の都市計画マスタープランとはから第４章の都市づくりの方針、全体的なお話について御協議をいただいておりまして、令和５年度につきましては第５章の地区別方針を主に検討する予定となっております。

○矢口委員長　勝田委員いかがですか。

○勝田委員　私は結構です。皆さんでやってください。

○田中委員　④の健康つちうら、よろしいですか。

○矢口委員長　田中委員にお願いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長　あと、バリアフリー推進協議会委員。

○鈴木副委員長　障害福祉関係で役に立つと思うので、興味のある方は。

○根本委員　私やります。

○矢口委員長　根本委員にお願いしましょう。ということで、埋まりました。確認でもう一度お名前を読み上げますね。①産業文化事業団理事１名、吉田委員。②土浦市民生委員推薦会委員２名、根本委員、勝田委員。③土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進会委員１名、平岡委員。④健康つちうら２１計画推進委員会委員１名、田中委員。⑤土浦市都市計画審議会委員１名、鈴木委員。⑥土浦市バリアフリー推進協議会委員１名、根本委員。⑦土浦市立学校給食センター運営審議会委員１名、福田委員。⑧土浦市学審議会委員２名、田中委員、福田委員。⑨土浦市子ども・子育て会議委員１名、吉田委員。⑩土浦市国民健康保険運営協議会委員２名、田中委員、私矢口。⑪土浦市青少年問題協議会委員２名、平岡委員、根本委員。以上です。お間違いないでしょうか。

（「はい」という声あり）

○矢口委員長　では、こちらで決定です。よろしくお願いいたします。つづきまして、その他です。ここで、初議会において提出予定議案について説明をお願いしたいと思います。執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

（午前１１時２５分休憩）

（午前１１時２７分再開）

○矢口委員長　再開いたします。それでは、初めての委員会となりますので、文教厚生委員会委員の自己紹介をしたいと思います。それでは、まず私から。委員長を拝命いたしました矢口勝雄でございます。不慣れではございますが、精一杯努めたいと思います。よろしくお願いいたします。鈴木副委員長お願いいたします。

○鈴木副委員長　再びというか、もう文教厚生委員会しか知らない議員になってしまいました鈴木です。よろしくお願いします。

○矢口委員長　順番にこの席順でお願いいたします。

○平岡委員　新人の平岡房子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員　新人の田中義法でございます。ＰＴＡ活動とかもやってましたので、皆さんの顔を知ってると思うんですけど、また違う形で頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田（千）委員　吉田千鶴子でございます。しばらく振りの文教厚生委員会となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○勝田委員　勝田です。初めての文教ですので、よろしくお願いいたします。

○福田委員　どうもお世話になります。年だけ取っている新人の福田です。精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願いします。

○根本委員　新人の根本法子です。何も分かりませんけれども、しっかり頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
○矢口委員長　ありがとうございました。つづいて、執行部の皆様方からも自己紹介をいただきたいと思います。教育長からお願いいたします。
○入野教育長　教育長の入野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○羽生保健福祉部長　保健福祉部長の羽生です。どうぞよろしくお願いいたします。
○平井こども未来部長　こども未来部長の平井でございます。よろしくお願いします。
○望月教育部長　教育部長の望月でございます。どうぞよろしくお願いします。
○坂本社会福祉課長　社会福祉課長の坂本です。どうぞよろしくお願いします。
○武井国保年金課長　国保年金課長の武井です。よろしくお願いします。
○水田健康増進課長　健康増進課長の水田でございます。よろしくお願いいたします。
○菊田こども政策課長　こども政策課長の菊田です。よろしくお願いいたします。
○中島参事　教育委員会事務局参事の中島でございます。よろしくお願いいたします。
○寺崎スポーツ振興課長　スポーツ振興課長の寺崎です。よろしくお願いします。
○矢口委員長　ありがとうございました。よろしくお願いします。それでは、執行部から機構順に御設明をいただきたいと思います。
○坂本社会福祉課長　社会福祉課から補正の予算の説明をさせていただきます。サイドブックスの文教厚生委員会の令和５年、５月１２日開催の保健福祉部というところのフォルダの中の資料①令和５年度土浦市一般会計補正予算の資料をお開き願いたいと思います。今回の補正は価格高騰重点支援給付金事業となりまして、一つ目の補正の理由としまして国において電力、ガス、食料品等の価格高騰の影響を受けた低所得者の方々を支援する枠が設置されたことから、住民税非課税世帯に対して１世帯当たり３万円を給付する事業、こちらの事業費と事務費の補正をお願いするものでございます。２の事業の概要としまして、支援の対象世帯が世帯全員の令和５年度分の住民税均等割が非課税世帯で１世帯当たり３万円の支給となります。６月中旬から７月上旬には対象者となり得る世帯に申請書を送付する予定で、申請の受付期間は７月１０日から９月２９日まで、対象世帯数は約１万８，０００世帯になります。こちらの事業に係る経費は、全額国庫交付金で賄われることになります。３の今回の補正予算ですが、歳入が１６款国庫支出金、６項国庫交付金、２目民生費国庫交付金の社会福祉費交付金で、補正額は５億６，９５５万８，０００円となります。歳出が３款民生費、１項社会福祉費、１０目価格高騰重点支援給付金給付事業で、事務費が２，９５５万８，０００円、事業費が５億４，０００万で、合計で補正額５億６，９５５万８，０００円となります。
○矢口委員長　ただ今の件で質問等ございますか。

○鈴木副委員長　郵送の受付等は、対応できるようになっていますか。それとも、この相談コーナーに来る以外の受付はできないのか。その辺を教えてください。。

○坂本社会福祉課長　対象となり得る方には全員に返信用封筒入りで申請確認書というものをお送りしますので、そちらが返送されてくれば当然郵送、それから窓口に持ってこられても大丈夫です。

○矢口委員長　よろしいですか。ほかに質問ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　それでは、この件はここまでといたします。つづきまして、国保年金課武井課長。

○武井国保年金課長　サイドブックスの資料②令和５年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算を御覧いただきたいと思います。今回の補正でございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきまして、国より周知広報支援事業の協力依頼がありましたことから、送付用の周知広報物を印刷するための増額補正を行うものでございます。歳入から御説明させていただきます。歳入につきまして、４款、１項、２目社会保障税番号制度システム整備費の１節社会保障税番号制度システム整備費につきましては、マイナンバーと健康保険証の一体化について周知するための広報物の印刷費につきまして、その全額が国より補助金ということで支援されることから、今回増額補正をお願いするものでございます。つぎに、歳出につきまして御説明させていただきます。１款、２項、２目賦課徴収費の１０節需用費といたしまして、印刷製本費に２２万円の計上をお願いするものでございます。なお、当該金額につきましては、国民健康保険に加入している世帯数、２万世帯に対しまして印刷費の単価である１０円を掛けて算出した額となっております。

○矢口委員長　ただ今の件につきまして、御質問、御意見ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　つづきまして、執行部お願いいたします。

○坂本社会福祉課長　社会福祉課からは公用車に係る物損事故の和解の専決処分について、御報告させていただきます。資料の③事故の和解についてをお願いいたします。事故の発生日は令和４年１２月２１日の午後２時１０分頃で、発生場所は神立中央３丁目にあります民間事業所の駐車場になります。事故の相手方は民間事業所となりまして、事故の概要でございますが、職員が市内訪問用務中に経路を確認するために一時停止をしようとしまして、民間事業所の駐車場に駐車した際、施設内の金網フェンスと接触し、フェンスの一部を損傷したものでございます。和解の概要ですが、相手方に対しまして９万７，０００円を支払いまして、和解したものでございます。今後

このようなことが起こらないよう職員に対しまして注意喚起をしてまいります。申し訳ございませんでした。

○矢口委員長　この件に関してはいかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　よろしいですね。続きます。

○武井国保年金課長　サイドブックスの資料④を御覧いただきたいと思います。土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、説明させていただきます。１番の改正の理由でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年３月３１日公布、４月１日より施行されたことに伴い、改正法に合わせて本条例を一部改正して４月１日に施行する必要がございましたので、専決処分を行ったものでございます。２番の改正の概要でございますが、（１）の課税限度額の引上げについては、後期高齢者支援金等課税額を２０万円から２２万円に引き上げるもので、これにより課税限度額の総額は１０２万円から１０４万円に引上げとなります。つづいて、（２）の低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充につきましては、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において２８万５，０００円から２９万円に、２割軽減の対象についても同様に５２万円から５３万５，０００円に引き上げるもので、これにより低所得者に対する支援が強化されるものでございます。また、併せてその他文言の整理等を行うものでございます。３番の施行日等につきまして、施行日は、令和５年４月１日でございます。適用区分は、この条例による改正後の土浦市国民健康保険税条例第３条、第３項ただし書及び第２２条、第１項の規定は令和５年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度以前の年度分の国民健康保険税については従前の例によるものとなります。

○矢口委員長　ただ今の件につきまして、御質問、御意見ございますか。

○鈴木副委員長　これによって、軽減の対象になる世帯がどのぐらいあるのか、分かれば教えてください。

○武井国保年金課長　これに伴う軽減の世帯でございますが、現在１万２４１世帯から１３２世帯増えまして、１万３７３世帯となる見込みでございます。

○矢口委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　つぎに、土浦市一般会計補正予算（第１回）の件についてです。

○水田健康増進課長　資料⑤令和５年度土浦市一般会計補正予算（第１回）の専決処分についての資料を御覧いただければと思います。はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業につきましては、接種体制確保事業と接種事業の二つの事業で構成をしてございます。一つ目の接種体制確保事業は、ワクチン接種を進めるに当た

り必要となる接種券の印刷経費や接種券を郵送するための経費、コールセンターを担当している人材派遣の方々の人件費などの事務的な経費。二つ目の接種事業につきましては、ワクチン接種に御協力をいただいている医療機関への接種費用の支出に係る事業となります。１ページを御覧ください。１の補正理由及び２の事業概要につきましては、一括して御説明をさせていただきます。令和５年４月以降の新型コロナワクチンの接種につきましては、国の感染症対策本部が本年１月２７日付けで、必要な接種については、当面の間引き続き自己負担なく受けられるようにするとの方針が打出されたところでございます。これを受けまして、接種体制の継続が必要となりましたので、令和５年４月から９月までの令和５年度の上半期の期間の分の接種体制確保に係る予算を令和５年第１回定例会初日に議決をいただいてございます。その後、第１回定例会中の３月７日に国から自己負担なく接種が受けられる期間を令和５年度末までとすること、また、令和５年度のワクチン追加接種につきましては２回目接種を完了している５歳以上の方を対象とし、秋から接種が行われる秋開始接種１回を行うことを基本とし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い方などについては５月８日から開始してございます春開始接種を１回行うと示されたところでございます。そのようなことから、接種体制確保に係る費用につきましては、本年１０月から来年の３月までの令和５年度の下半期分、接種に係る費用につきましては、５月８日から開始されております春開始接種分と９月以降に開始される秋開始接種に係る費用を合わせて必要な経費を算出いたしまして、４月中には接種券の郵送が求められましたことから、今年度の初日であります４月１日付けで専決処分をしたものでございます。さらに、令和３年度に実施いたしました当該事業に係る国からの負担金と補助金が超過受入れとなってございますので、その返還が国から求められてございます。あわせて、返還に係る費用も補正をさせていただいたところでございます。３の補正予算額でございます。２ページと３ページに記載をしてございます。接種体制確保事業及び接種事業の歳入に係る令和５年度事業推進に係る経費につきましては、全額が国庫負担金と補助金となります。返還金の財源につきましては、財政調整基金を繰り入れてございます。歳出は初めに御説明をさせていただいたとおり、接種体制確保事業は事務的な経費となりまして、接種事業の１２節委託料が協力医療機関への接種費用の支払となるものでございます。なお、どちらの事業にも記載があるとおり、２２節の償還金利子及び割引料が国庫への返還金となるものでございます。

○矢口委員長　ただ今の説明につきまして、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。

○勝田委員　コロナの５類移行に伴って接種する人の今後の接種率というのが何か少し変わるような気はするんですけども、接種の受入れ医療機関体制に関しては今まで

と同様ですか。また、集団接種会場もやるんですか。これはどういう形でやられる予定でしょうか。

○水田健康増進課長　委員おっしゃられるとおり、今週の月曜日から５類に移行がされているところでございます。様々な情報が様々な医療関係者などから出ておりまして、委員が危惧されているとおり、接種率のほうはなかなか進まないのかなと思ってる中でございますが、５月１０日までの接種状況でございますが、春開始接種につきましては７７７人の方に既に、５月８日、９日、１０日の３日間で接種をしていただいてございます。年齢層につきましては、６５歳以上の高齢者の方がほとんどを占めているような状況でございます。協力医療機関につきましては、これまで接種をしていただいてきている市内の医療機関のほぼ同じ医療機関が対応していただいている状況でございます。最後に、集団接種会場につきましてはイオンで２月２６日まで実施をしておりましたが、それ以降の接種につきましては協力医療機関に委ねている状況でございます。

○矢口委員長　よろしいですね。ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　つづいて、こども未来部に移ります。

○菊田こども政策課長　こども未来部のフォルダの中の資料①をお願いいたします。資料①令和５年度土浦市一般会計補正予算（第２回）の専決処分について、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について、御説明させていただきます。１番の補正の理由につきましては、今般、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対して生活支援を行う観点から、国において決定された特別給付金を支給するため、増額補正を行うものでございます。また、国からの令和５年４月１０日付の通知によりまして、一部の給付は可能な限り５月末までに支給するよう指示を受けていることから、その準備等を勘案して専決処分を行ったものでございます。２番の事業内容についてでございますが、（１）の支給対象につきましては①のひとり親世帯、②のひとり親世帯以外がございますが、対象世帯数につきましては①のひとり親世帯では１，３２５世帯、１，９８０人を見込んでおります。②のひとり親世帯以外につきましては、９９８世帯、１，８００人を見込んでおります。その要件としましては、①のひとり親世帯では、アの令和５年３月分の児童扶養手当の受給者がございます。こちらは、申請は不要です。そして、イの児童扶養手当の認定を受けていても、公的年金給付など障害年金などを受けていることで、令和５年３月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、こちらについては、これで児童扶養手当に係る支給限度額を下回る場合に限ります。この場合には申請が必要となっております。ウの食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変して、児童扶養手当を受けている方

と同じ水準の収入になっている方で、この場合も申請が必要です。つぎに、②のひとり親世帯以外では、エの土浦市から令和４年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分を受給した方で、こちらの申請は不要です。オ、エのほかに１８歳未満の児童への養育者で、食糧費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変して、住民税非課税相当の収入となったと認められる方も対象になります。この場合も申請が必要でございます。（２）の支給額につきましては、児童１人につき５万円です。（３）の支払時期については、申請が不要な方は、ひとり親世帯のアにつきましては５月２４日水曜日に、ひとり親世帯以外のエにつきましては５月３１日に支給予定でございます。申請が必要なイ、ウ、オの方々につきましては、申請書を受領した後、可能な限り速やかに支給をいたします。なお、申請は６月１日から受付をいたします。（４）の申請が必要な方への案内につきましては、イの対象者の方々へは児童扶養手当の申請がされているけれども、受給できてないという方に対して５月の末頃に個別通知を送付いたします。ウとオの対象者は把握ができないので、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ、つちまるキッズ、このつちまるキッズというのは、スマホで利用できる母子手帳のアプリでございます。これらで周知しまして、申請を促します。（５）申請期限は、令和６年２月２９日までございます。（６）補助率は、国１０分の１０でございます。３番の補正予算額につきましては、ひとり親分につきましては事務費と事業費の合計で、９，９４２万１，０００円、ひとり親以外分につきましては事務費と事業費の合計で９，０４１万８，０００円です。歳入につきましては、国が１０分の１０なので、補助金について歳出と同額の計上でございます。４番の専決日につきましては、国からの指示を受けた通知の日付が令和５年４月１０日付けなので、この日付で専決処分を行ったものでございます。

○矢口委員長　ただ今の件に関しまして御質問、御意見のある方いらっしゃいますか。

○吉田（千）委員　確認をさせてください。５月末頃にその対象者イの対象者に対して個別通知をするという中で、例えば申請不要の方と要申請ということなので、その辺が明確にもちろんなっているんだろうというふうに思うのですが、申請のほうは文章で送ってくるというような手順になっているんでしょうか。あるいは、受付を役所に来て受付をするという流れなのか。確認をいたします。

○菊田こども政策課長　申請が必要な方につきましては、このイの方についてはこちらで児童扶養手当が年金等の関係で受けられてないと把握できますので、そういう方については申請書も含めて郵送いたします。ウとオの方々、家計が急変して児童扶養手当受給者と同じ水準になってしまったとか、あるいは住民税が引かれて相当と同じ数字になってしまったという方は把握ができないものですから、こちらは広報紙の５

月の中旬号で広報いたします。また、ＳＮＳ、市のホームページで周知しまして、それで申請をいただくということでございます。

○吉田（千）委員　イに関してはその申請書をもう分かっているので、こちらからきちっとそれを入れて送付しますよと。そうしますと、返信用の封筒か何かが入っていて来るという状況になるのか、あるいは窓口にそれは御持参してくださいねという形になるのでしょうか。

○菊田こども政策課長　郵送でも受付はいたします。返信用封筒にするというのは、確認させてください。申し訳ございません。

○吉田（千）委員　それでは、両方あるということですね。受付窓口に持ってきてもいいですよと。あるいは、郵送でも受け付けますよと。その２通りということでよろしかったでしょうか。なかなかそのウとオの対象者がなかなか分からない状況があるので、その辺が大変難しいという状況ではありますが、ＳＮＳなどでよろしくお願いしたいと存じます。

○鈴木副委員長　まず、国からの通知が令和５年４月１０日に、可能な限り５月末までに支給するように現在児童扶養手当をもらっている人は口座等が分かっているからすぐに給付ができるだろうという国の判断で来た通知なんでしょうが、実際５月末までにそこの支給は間に合うのでしょうか。

○菊田こども政策課長　間に合います。アの児童扶養手当受給者の方につきましては、５月２４日に通知は５月の８日にお送りしていて、５月２４日に支給予定でございます。また、エのひとり親世帯以外のほうで去年の給付金受給された方ですけれども、こちらは５月１５日に通知を送付する予定で、５月３１日に支給をする予定でおります。

○鈴木副委員長　急なことで事務的にも忙しいと思いますが、支給遅れのないようにお願いいたします。もう１点、先ほど保健福祉部から説明があった住民税非課税世帯に１世帯３万。今回はこのひとり親世帯に児童１人について５万円。この受給は、片方もらったから片方が駄目だということはないですね。確認です。両方支給していただけるという解釈でよろしいですよね。

○菊田こども政策課長　おっしゃるとおりで、併給は可能なものでございます。

○矢口委員長　私のほうからも一つ質問します。支給対象のウとオに該当する方、文章を見てもぱっとすぐに分かりにくいと思うのですが、これから広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等で周知をするということで、受給対象に御本人たちが支給対象になるということが果たして気が付いていただけるのかなっていうのがちょっと心配なところなのですが。実際にはどういう、ここに載っている要件だけだと分かりにくいので、

どういった形で呼びかけるのか。大体決まっているのであれば、教えていただきたいと思うのですが。

○菊田こども政策課長　広報紙は既に５月の中旬号ということで、原稿のほうは訂正はできないんですけれども、議案の説明でさせていただいた程度の内容での広報紙にはなっておりますけれども、ホームページなどにつきましては、どういう場合が該当するか分かりにくい。確かにおっしゃるとおりだと思います。この計算の仕方というのが、その具体的な基準としましては、家計急変がどういった場合かというと、令和５年の１月以降の任意の１か月の給料の支給額、それを１２か月にしたものが国で言ってる基準額、扶養の人数に応じて基準額が異なるんですけれども、その範囲に収まる場合には対象となるというようなことになっております。申請書等にはそういうのを書いてありますけれども、申請書がない状態、その辺もホームページに掲げるなどして分かりやすく周知するよう努めたいと考えております。

○矢口委員長　おっしゃることは分かりました。せっかく困ってる方に支給するわけなので、支給対象者が気が付かずにもらえなかったと後で言われないように、最大限の努力をしていただけるようにお願いをしたいと思います。

○勝田委員　委員長がおっしゃった要申請の方への告知とその基準に関しての話で、御答弁の中で基準は分かったんですけれども、任意の月の給料の把握というのは何を基に判定されるんですか。何か書面は要りますよね。

○菊田こども政策課長　給与明細等によってということになってきます。

○勝田委員　具体的にお知らせしたほうが分かりやすい。それを何でやるかは別として、さっきおっしゃったような基準に関しては明確にしてあげたほうがいいと思いますので、５月２０日のはもう間に合わないのが分かりました。これは申請期限が来年の２月までですよね。まだ先がありますので、様々な手法でやっていただく中で広報が足りてないということであれば、工夫して、ここに出ている広報、ホームページ、ＳＮＳ、つちまるキッズ以外の手法でも対応しながら考えていっていただけたらいいと思います。分からなかった、過ぎたということがないような形になれば一番いい話です。本当に必要な時に欲しかったけれど、後だったということがないようにしたいので、その辺りよろしくお願いします。

○平井こども未来部長　勝田委員からの御指摘とおり、これから当然通知をする機会がございますので、広報の機会を通して分かりやすい内容でお示しして、申請を広く受けられるようにして対応していきたいと思っております。

○田中委員　先ほどのウとオのその同じ水準の収入の方ということで書いてあるんですけど、これは１か月分とかなのか。半年、３か月分なのか。実際には２月２９日まで申請可能なので、いつまでの期間の給料を言っているんでしょうか。

○菊田こども政策課長　１年分ということで算定いたします。その１年分の算定の仕方がその令和５年１月以降の任意の１か月のお給料、それを掛ける１２か月したもの。例えばひとり親世帯であれば、子供が２人いるというような場合ですと、収入の目安、その基準額は４１２万５，０００円ということになっています。ひとり親世帯以外の場合ですと、これが４人世帯で、夫婦２人と子供２人がその場合で、こちらの収入の限度額が２３５万５，９９９円。そのようなことで、その扶養人数に応じて年額のこの基準額がございまして、それがその１年分の金額を見積もって、それの範囲にあるかどうかということでの判断になります。

○矢口委員長　この件に関してはよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○矢口委員長　最後に、教育委員会に移ります。

○寺崎スポーツ振興課長　サイドブックスの教育委員会の中の資料①をお願いします。土浦市田中三丁目地内における事故の和解に係る専決処分の報告でございます。昨年１２月５日に市内田中三丁目地内にて、市職員公用車と相手方車両との間で起きた接触事故に関してですが、４事故の概要にございますとおり双方の車両が破損し、相手の方が負傷、こちら打撲でございますが、治療を受けられました。５の和解の概要ですが、対物賠償については、３月３日付けで市が相手方に対して３９万２６９円を支払うことで和解いたしました。また、対人賠償については、３月９日付けで市が相手方に対して３万６，３１０円を支払うことで和解いたしました。それ以外の債権債務の請求権については、双方とも存しないこととなっております。また、事故を起こした職員を含む所属職員に対しては、常に交通安全について意識を持つと同時に、法を遵守するよう徹底指導してまいります。大変申し訳ございませんでした。

○矢口委員長　この件に関してはいかがでしょうか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長　なければ、以上で文教厚生委員会を閉会します。